

去る六月二十九日
協定なる

測を忠実にを行い、竣工図を即刻訂正する。但し需要家の実測請求は、本協定の趣旨徹底の要請から一ヶ月以内とする。

この実測により工事費請求が過大であることが発見したとき、その差額を需要家に返金することを要すること。

を処理し、相互の間の紛争の解決が自由且つ明瞭な気持で修理増設、新設などの工事を依頼することができるようにするため、町役場内に水道問題相談所を設置すること。

一、水栓その他の漏水の場合、向う一ヶ年間、水道工事は無料で且つ誠意をもつて修理すること、但し需要家の故意、または重大な過失による場合は、この限りでない。

二、水道局提出の竣工図は実測と一致しないものは直ちに訂正すること。工事人が不備を既に認めているものは、もちろん、需要家の要請のあつたときは、実

一部改正について

昭和三十二年四月十日法律第六十号をもつて地方税法の一部が改正されましたので御知らせします

(4) 法人の行う事業税の税率は左記の通り變更せられ、昭和三十三年四月一日の属する事業年

度分から適用されることになりました。

所得のうち年五十万円以下の金額、百分の八（旧百分の十）
所得のうち年五十万円をこえ百万円以下の金額、百分の十
（旧百分の十二）
所得のうち年百万円をこえる金額及び諸算所、百分の十二
（旧百分の十二）

(一) 個人の行う事業税の税率中
左のとおり変更せられ、昭和三十
二年度の課税分から適用され

ることになりました。

才一種事業を行う者の課税所得のうち年五十万円（基礎控除前の所得六十二万円）以下の金額については、その標準税率を百分の六（旧百分の八）とする。

年五十万円をこえる金額につい

不動産を取得した場合十日以内に知事にその旨申告することになつております（県税条例才二十一條の四十五）

もので土地又は家は家を新築、改築、増築、売買、贈与、交換等いやくしも不動産を取得した者は必ず市町村長を経由して申告して下さい。（取得には金銭の授受は必要としないので贈与、交換等現実を取得した行為があれば対象にかるのです。）

… 引揚者が終戦によつて生活の本拠としていた…
 … 外地では生活の基盤を失ひ本邦に引き揚げさ…
 … せられたところ終戦によつて外地で特別の事態…
 … のもとで死して引揚者と引揚后に死亡した者…
 … の遺族に宛して引揚者給付金又は遺族給付金…
 … を支給されるものです。

1昭和二十年八月十五日まで引續
き六ヶ月以上外地に生活の本拠が
あつた者で終戦で発生した非難で
外国巨産による命令や生活手段を
引續き外地に残留を余儀なく

昭和二十年八月九日まで引續き
六ヶ月以上外地に生活の本拠があつた者で、連年の参戦によつて発生したる事によつて八月九日以後八月引揚者で昭和三十二年四月一

十九日以前に本邦に引揚げ、同日以後に亘つて拘禁された引揚者で昭和三十二年四月一

四日まで、本邦に引揚げず、

引揚者給付金の額

終戦により発生した事態により
 生活の本拠を有していた外地へ戻
 ることができなくなつた者
 五十才以上：二万八千円
 三十才以上五十才未満：二
 十八才以上三十才未満：一

額	
381	円
597	
286	
000	
415	
000	
038	
516	
900	
233	

現在) 有
高

点は御諒承願います。

為すつきりした形に出来にくい

が八万八千二百円をこえる

但し昭和三十一年分の所得

693.435	
1 1 不足を補充 4 4 4 4	支 1 1
141円	
対照書 (昭和32 98,214円... 円 事務未拂金額 一時借入金残額 込需要家への返 計へ戻入れ予定 10戸以上と経理	

目	金額
佛金	
直接納付	
入金利息	
送料	
成同盟会費	
費	
計	
支出差引残高	

資 負

昭和二十年八月十五日に外地に
あつた事で終戦で本邦に引揚げる
ことを余儀なくされるに至つたの
を以て、外地にある間、及び残留
している間に死亡したもの
③の者は死亡した者の昭和二十年
八月十五日における年令で
三十才以上：二万八千円
五十才以上五十才未満：二万四
千円
十八才以上三十才未満：一万五
千円以上：一万五千円

但し昭和三十三年三月三十一日以前に離縁によつて死亡した者との親族關係が終了した者と戦死者の弔慰金遺族年金をうけるに當り、昭和三十一年四月一日以前に外地で死亡した者の余儀なく本邦に引揚げることとした事態で本邦に引揚げることを主とした事態によるものとして認定された者は、連年の差額によつて算出された差額の半額を以て、昭和三十三年三月三十一日以前に離縁によつて死亡した者との親族關係が終了した者と戦死者の弔慰金遺族年金をうけるに當り、昭和三十一年四月一日以前に外地で死亡した者の余儀なく本邦に引揚げることとした事態で本邦に引揚げることを主とした事態によるものとして認定された者は、連年の差額によつて算出された差額の半額を以て、

遺族に給付金を受けることのできる遺族の範囲は死亡した者の死亡時の配偶者、子及び父母それぞれに給付金は国債で年利六分九厘六ヶ月間に元利均等償還の方法で毎年五月三十一日に指定銀行等で支拂

者と生計を共にしていた孫祖父兄弟姉妹である。

遺族給付金の額

亡くなった者一人につき次の額を記す。

◇ 手 続 き

居住地の市区町村都道府県知事を經由して本籍地の都道府県知事に

ていただきたい。受付は七月中の項の①の者は死亡した者の昭和二十年八月十五日における年令

講堂兼公民館建設寄附

寄附年月日	金額	住所	氏名
三、五、三一	一三、五〇〇	平塚市	大谷政雄
三、五、三一	一〇、〇〇〇	東京都杉並区永福町	行谷藤吉
六、六			

行谷氏は、原田に居住し本町役場に配給主任として勤務、昭和

◆ おしらせ ◆

すから必す一度は御出席下さい
日程日は午後一時三十分—四時迄
場 所 Ⅱ 平塚税務署二階

法人の事業概況説明会

説明者 Ⅱ 平塚税務署長、直税課長

七月二日 運送業

講堂兼公民館建設資金として六月末日までの特志者寄附金は拾七万八千參拾參円で、その後の特志者は次の方々です。

寄附年月日	金 額	住 所	氏 名
	一三、五〇〇	平 塚 市	大谷政雄
二・五・三一			

三十二年五月、東京に転居、講堂兼公民館の建設には在住当時より強く関心を持ち今回の御寄特に敬意を表します。

◆

おしらせ ◆

ですから必ず一度は御出席下さい、
日程日は午後一時三十分～四時迄

平塚税務署では「法人の事業税 況説明書の記入要領」等につい 左記日程により説明会を開催い すことになりましたのでお知らせ	七月十七日 七月十八日	サービス業 サービス業	法人税係長、法人税係員 記
---	----------------	----------------	------------------

七月二日 運送業

永大出産後(資産)		
収支差引計資産負債対照書 (昭和32年4月3日現在)		
資産の部	693.435円……工事費未納金	98.214円……現金有高
	合 計	7 9 1.6 4 9 円
負債の部	186.981円……工事事業へ工事費未拂金額	
	250.000円……中南信用金庫一時借入金残額	
	60.000円……文庫以時借入金……の還金	
	294.668円……二宮町一般会計……取入れ子貸額	
	(一般会計繰出金50万500円より諸経費差引残額)	
	合 計	7 9 1.6 4 9 円

二宮町長
町会議員

(上水道組合)
西山喜八郎
(同組合長)
神保忠次郎
(同常務理事)
今井清造
(同常務理事)
小泉鶴吉
(同常務理事)
高木定雄
(同常務理事)

引揚者に給付金

引揚者が終戦によつて生活の本拠としていた……
……外地で生活の基盤を失ひ本邦に引き揚げた……
……せられたこと終戦によつて外地で特別の事願……
……のもで死亡した者及び引揚後に死亡した者……
……の遺族に對して引揚者給付金又は遺族給付金……
……を支給されるものです。

◇該当する引揚者

1 昭和二十年八月十五日まで引續き六ヶ月以上外地に生活の本拠があつた者で終戦に際した事願で外国に歸るやむを得ない理由で八月十五日以後本邦に引揚げた者
2 昭和二十年八月九日まで引續き六ヶ月以上外地に生活の本拠があつた者で連年の参戦によつて発生した事願により八月九日以後八月十四日まで本邦に引揚げた者
3 昭和二十年八月十五日まで引續き六ヶ月以上外地に生活の本拠があつた者で本邦に滞在中終戦の爲生活の本拠を有していた外地へ戻ることができなくなつた者
4 終戦によつて發生した事願によりではなく謂はば中間會計報告である爲すきりした形に出来にくい点は御請求願ひます。

◇引揚者給付金の額

引揚者で昭和三十一年四月一日に日本国籍を有する者に次の給付金を記名國債で終戦當日の年令に応じて交付される。

- 五十才以上……二万八千円
- 三十才以上五十才未満……二万円
- 十八才以上三十才未満……一万五千元
- 十八才未満……七千元

但し昭和三十一年分の所得税額が八万八千二百円をこえる者、

及びその配偶者は交付を受けられない。

◇遺族給付金を受けることのできる者

(1) 昭和二十年八月十五日に外地にあつた者で終戦で本邦に引揚げたことを余儀なくされるに至つたのち引續き外地にある間、及び残留している間に死亡したものと

(2) 昭和二十年八月九日以後に外地にあつた者で連年の参戦によつて発生した事願で本邦に引揚げたことを余儀なくされるに至つたものも同十四日以前に外地で死亡した者

(3) 該当する引揚者のうち昭和三十一年三月三十一日以前に死亡した者で死亡の當時二十五才以上であつた者

遺族給付金を受けることのできる遺族の範圍は死亡した者の死亡當時の配偶者、子及び父母それぞれ昭和二十年八月九日以後においてその者によつて生計を維持し又はその者と生計を共にした孫祖父母兄弟姉妹である。

◇遺族給付金の額

遺族給付金は一人につき次の額を記名國債で交付されることのできる。

遺族の死亡した者の昭和二十年八月十五日における年令で

- 十八才以上……一万五千元
- ③の者は死亡した者の昭和二十年八月十五日における年令で五十才以上……二万八千円
- 三十才以上五十才未満……二万円
- 十八才以上三十才未満……一万五千元
- 十八才未満……七千元

但し昭和三十一年三月三十一日以前に離縁によつて死亡した者との親縁關係が終了した者と戦死者の慰慰金遺族年金をうける者は交付されない。

◇給付金

給付金は國債で年利六分九厘六ヶ月間に元利均等償還の方法で毎年五月三十一日に指定銀行等支拂う三年間交付を受けないと受ける権利はなくなる。

◇手続

居住地の市区町村都道府県知事を經由して本籍地……都道府県知事に請求書を提出する。

詳細は役場又は県生涯課で聞いていただきたい。受付は七月中旬から行ひ予定